

包装容器の立体的形状のみからなる 商標の登録

～知財高裁平成20年5月29日判決～

弁護士 草地 邦晴

1 問題の背景

商標法2条1項は、「商標」について「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」であることをその定義の要件としている。もともと商標は「文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」とされていたが、国際的な傾向として漸次立体商標が認められる傾向にあり、我が国でも「商品等表示」として不正競争防止法によって保護される場合もあったことを踏まえて、平成8年の法改正で、「立体的形状」が加えられた。

しかし、立体的形状が他と結合している場合とはともかく、機能確保のために採用される形状自体に商標登録が認められることになると、その形状独占を半永久的に許すことになって、かえって自由競争を阻害しかねないことから、商標法4条1項18号は「商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標」の登録を認めていない。また、こうした形状は意匠権や実用新案権等によってその独占権を与えられることもあり得るところであるが、商標登録を認めると、その保護期間や範囲を超えた半永久的独占を認めることになりかねず、この点でも自由競争への制限が懸念される。

こうしたことから、商品又は商品の包装の立体的形状のみからなる出願は、その商品の形状を「普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」（同法3条1項3号）に該当するものとして原則的には拒絶されるものとされており、實際上登録があり得るのは、使用によって識別力を獲得するに至った商標（同法3条2項）と考えられてきた（※1）。そして、使用による識別力獲得の有無の判断は、上記の懸念もあって厳格になされており（※2）、結論としてこれを否定する裁判例が続いていた（※3～6）。

ところが、最近、商品の立体的形状のみからなる商標について肯定する判決例が現れ（※7）、さらに

は商品の包装容器に係る立体的形状のみからなる商標についても、初めて商標登録を認める次の判決が出され、注目されているので紹介する。

2 コカ・コーラ・ボトル立体商標事件（※8）

本件はX社が、コーラ飲料の包装容器（瓶）の立体的形状のみからなる商標を出願したが、特許庁がその登録出願を拒絶すべき旨の審決をしたので、その取消を求めた事案である。

審決では、①本願商標は、商品等の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標というべきであるから、商標法3条1項3号に該当し、②本願商標自体としては、自他商品の識別標識としての機能を有するには至っていない、として同法3条2項の要件を具備しない、と判断していたが、判決は②の点を覆し、審決を取り消した。

判決は、商標法4条1項18号の規定の趣旨などから、「商品等の形状は、多くの場合に、商品等の機能又は美観に資することを目的として採用されるものであり、客観的に見て、そのような目的のために採用されると認められる形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、同号（注：商標法3条1項3号）に該当すると解するのが相当」とした。その理由として「商品等の機能又は美観に資することを目的とする形状は、同種の商品等に関与する者が当該形状を使用することを欲するものであるから、先に商標出願したことのみを理由として当該形状を特定の者に独占させることは、公益上の観点から適切でない」とし、また斬新な形状の商品等であった場合であっても、「商品等が同種の商品等に見られない独特の形状を有する場合に、商品等の機能の観点からは発明ないし考案として、商品等の美観の観点からは意匠として、それぞれ特許法、実用新案法ないし意匠法の定める要件を備えれば、その限りにおいて独占権が付与されることがあり得るが、これらの法の保護の対象になり得る形状について、商標権によって保護を与えることは、商標権は存続期間の更新を繰り返すことにより半永久的に保有することができる点を踏まえると、商品等の形状について、特許法、意匠法等による権利の存続期間を超えて半永久的に特定の者に独占権を認める結果を生じさせることになり、自由競争の不当な制限に当たり公益に反する」とした。

しかし、他方で「商品等の機能を確保するために不可欠なまでは評価されない形状」については、「商

品等の機能を効果的に発揮させ、商品等の美観を追求する目的により選択される形状であっても、商品・役務の出所を表示し、自他商品・役務を識別する標識として用いられるものであれば、立体商標として登録される可能性が一律的に否定されると解すべきではなく(もっとも…識別機能が肯定されるためには厳格な基準を満たす必要があることはいままでもない)、また、出願に係る立体商標を使用した結果、その形状が自他商品識別力を獲得することになれば、商標登録の対象とされ得ることに格別の支障はないというべきである」と判示した。

そして本件では、3条1項3号について、「客観的に見れば、コーラ飲料容器の機能又は美観を効果的に高めるために採用されるものと認められ、また、コーラ飲料の容器の形状として、需要者において予測可能な範囲のものというべき」として肯定し、3条2項についても、「立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品等の形状、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品等の存否などの事情を総合考慮して判断するのが相当」とし、形状に記号・文字等の標章が付されていても「なお、立体的形状が需要者の目に付きやすく、強い印象を与えるものであったか等を総合勘案した上で、立体的形状が独立して自他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断すべき」とし、昭和32年の販売開始からその形状が変更されていないことや、最大で年間23億8000万余本、現在も年間9600万本が販売されていること、宣伝広告は年間30億円に達し、「リターナブル瓶入りの原告商品の形状を原告の販売に係るコーラ飲料の出所識別機能表示として機能させるよう、その形状を意識的に広告媒体に放映、掲載等させていること」、類似容器を使用するものがなく、その使用を発見した際には使用を中止させてきたこと等を認定して、これを認めた。

3 検討

本件は、商品の包装容器に係る立体的形状のみからなる商標について初めて登録を認めたものとして、実務的に参考となるものである。その論旨は、商品自体の立体的形状のみからなる商標について登録を肯定したマグライト立体商標事件(※7)のそれとほぼ同じものであるので、新しい規範や理由が示されているわけではないが、その要件や考慮要素について知財高裁の姿勢はほぼ固まったと見ることが

できよう。

ただ、具体的な事案について言えば、本件は、使用期間、販売数量、広告宣伝費等のあらゆる場面でもかなり突出した商品についての立体商標に関するものであることから、立体的形状のみからなる商標の登録が可能とされる一例を提供するものではあるものの、その具体的な適用場面での限界を画するようなものではない。判示している内容としても、一般論としては厳格な解釈を維持している。

本件と類似する角瓶事件(※6)では、その形状について、特異な形状や特別な印象を与えるものとは言えず、商品の全体的な構成の中において、ラベル表示が大きく、立体的な形状の占める識別力が相対的に小さいという理由などから、またヤクルト事件(※5)では、同様の「くびれ」をもつ収納容器が他社製品に多数使用されていたと推認されるという理由などから、それぞれ立体的形状自体の自他商品識別力が否定されてきた。いずれも販売数量や広告宣伝費も大きく、収納容器の形状についても一般には特徴的なものと認知されていたと思われるが、それでもなお登録は否定されている。

これらと本件を比較すると、形状のもつ特異性という意味では大差ないものと思われるが、広告宣伝に際して、意識的にリターナブル瓶の形状が需要者に印象づけられるような態様で放映、掲載させていると認められていることや、その形状の特徴をもつ清涼飲料水の容器を用いた商品で市場に流通するものがないこと(用いた場合には使用を中止させてきたこと)なども認定されている点が異なっており、その差異が類似事案との識別力の判断の差に影響しているとも言えよう。(これらの立体的形状を強調、印象づける意識的広告宣伝や、形状の市場での唯一性はマグライト事件判決(※7)においても指摘されている。)

そうすると、こうした経過を持つ事例はそれほど多くはないと考えられるところである。一般的には厳格な解釈が行われていることもあり、その限界的な事例については、なお事例の集積が待たれるところであろう。

※1 商標審査便覧42.118.01「商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状(商標法第4条第1項第18号)に関する取扱い」

※2 同41.100.02「立体商標の識別力の審査に関する運用について」

※3 ひよ子立体商標事件 知財高裁平成18年11月29日判決(判時1950号3頁)

※4 東京高裁平成13年12月28日判決(判時1808号96頁)

- ※5 ヤクルト立体商標事件 東京高裁平成13年7月17日判決(判時1769号98頁)
 - ※6 角瓶立体商標事件 東京高裁平成15年8月29日判決(最高裁HP)
 - ※7 マグライト立体商標事件 知財高裁平成19年6月27日判決(判時1984号3頁)
 - ※8 コカ・コーラ・ボトル立体商標事件 知財高裁平成20年5月29日判決(判時2006号36頁、判タNo.1270 29頁)
-